

原議保存期間5年
(平成31年3月31日まで)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙捜二発第10号、丙情対発第9号
丙情解発第9号

平成25年4月25日
警察庁刑事局長
警察庁生活安全局長
警察庁情報通信局長

公職選挙法の一部を改正する法律によるインターネットを利用した選挙運動の解禁等を受けた対応について

本年4月19日、公職選挙法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が成立し、公布の日から起算して1月を経過した日から施行され、施行日以後初めて公示される国政選挙の公示日以後に公示又は告示される選挙から適用されることとされた。

本改正により、インターネットを利用した選挙運動が解禁されることとなるが、選挙の公正確保のため、新制度の理解の徹底を図り、選挙違反取締りが適切に行われるよう、下記のとおり、各都道府県警察においては、各種施策の推進に努められたい。

記

1 教養の徹底

(1) 改正法に関する教養の徹底

改正法の内容を全職員に周知徹底させ、特に選挙違反取締りに従事する捜査員に対しては、インターネットを利用した選挙違反の取締り上の注意事項、捜査要領等について十分な教養を実施すること。

(2) サイバー犯罪捜査に関する教養の徹底

サイバー犯罪捜査に係る知識の底上げを図るため、選挙違反取締りに従事する捜査員に対し十分な教養を実施すること。サイバー犯罪捜査担当部門及び情報通信部門は、教養の実施に当たり、積極的に協力すること。

2 部門間の連携の強化

選挙違反取締りに当たっては、経験、能力を備えた捜査員を組織全体から結集するとともに、各部門が有機的な連携を保ってその特長を十分発揮することができるよう、総合的な体制を確立して臨むこと。

特に、サイバー犯罪捜査担当部門、情報通信部門の人員を警察本部の選挙違

反取締本部に確実に組み込み、インターネットを利用した選挙違反の取締りに適切に対応できる体制を整えること。

3 相談事案に対する適切な対応

候補者等から、インターネット上で誹謗中傷、なりすまし等が行われた旨の告訴等の相談を受けた場合に、当然に受理すべき告訴等を受理しないことのないよう、また、受理することについて警察が消極的であるかのような印象を与えることのないよう、十分配慮すること。

また、相談等により違反行為を認知した場合には、所要の捜査を迅速かつ確実に実施すること。

4 選挙管理委員会との連携の強化

適時適切に選挙管理委員会が指導等の措置を講じ、又は警察が警告等の措置を講ずることができるよう、選挙管理委員会と緊密な連携を図ること。